

令和7年度 年度計画

地方独立行政法人 岡山県精神科医療センター

| 第4期中期目標 | 第4期中期計画 | 令和7年度計画 | 項目番号 |
|--|--|--|----------------------------|
| <p>第2 中期目標の期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間とする。</p> | <p>第2 中期計画の期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間とする。</p> | | |
| <p>第3 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 県民のための病院であることを常に意識し、県民が必要とする良質な医療を提供するため、次に掲げる項目について取り組むこと。</p> <p>1 精神科医療の中核病院としての役割の発揮</p> <p>① 政策的医療（公的医療機関に求められる医療）の推進 精神科医療の中核病院として、良質で高度な精神科医療を提供し、精神科救急医療、心神喪失者等医療観察法や新たな感染症への対応などの政策的医療の推進に努めること。</p> | <p>第3 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1 精神科医療の中核病院としての役割の発揮</p> <p>(1) 政策的医療の推進 岡山県の精神科医療の中核病院として、より治療効果の高い先進的な医療の提供を追求するとともに、24時間365日断らない精神科救急や心神喪失者等医療観察法に関する医療の充実など、公的病院として求められる医療を推進する。また新たな感染症への対応が必要となったときには、精神疾患を有する感染者の受入れを行うなど、県からの支援要請に積極的に対応する。</p> | <p>○政策的医療の推進 政策的医療を推進するため、国・県・市と協力し下記事業を実施する。</p> <p>① 「岡山県精神科救急医療システム整備事業」：関連番号2 ② 「子どもの心の診療ネットワーク事業」：関連番号6 ③ 「かかりつけ医等発達障害対応力向上事業」：関連番号7 ④ 「岡山県難治性精神疾患地域移行促進事業」：関連番号9 ⑤ 「岡山県依存症対策総合支援事業」：関連番号10 ⑥ 「岡山県精神科在宅支援（アウトリーチ）事業」：関連番号11 ⑦ 「災害拠点精神科病院設備等整備事業」：関連番号12 ⑧ 「地域移行促進センター事業」：関連番号26 ⑨ 「身体・精神合併症救急連携事業」：関連番号27 ⑩ 「発達障害専門医療機関等養成研修業務」：関連番号7 ※周産期母子に係る医療について：関連番号8</p> <p>○常時対応型精神科救急体制（事業①） ・緊急対応が必要なすべての精神障害者に対し医療の提供ができる体制を整え、24時間365日迅速に対応する。また入院患者の退院促進、地域定着を図り、常時受け入れ病床を確保する。</p> <p>・一般の救急情報センターや救急医療機関、消防機関等からの要請を受け、患者に適切な医療を提供できるよう調整する。</p> <p>・救急急性期入院棟を有し、救急受け入れの中心となる3つの精神科病院（岡山市内）で地域連携室会議を実施し、現状共有及び救急時の連携強化を図る。</p> <p>○医療観察法の高度精神科入院医療機関としての中心的な役割 ・当院が高いクロザピン（注釈1）治療導入率があることから、医療観察法指定医療機関としての中心的な役割を果たすため、県内外からの困難事例を受け入れ、質の高い医療を提供する。困難事例については、積極的な薬物治療と心理社会的アプローチを行い、地域移行を促進させる。また、転院が必要な場合は他医療機関と連携しながら、より効果的な治療方法を見出していく。</p> <p>・発達障害、トラウマ問題等を抱える治療抵抗性（注釈2）精神疾患患者に対して多職種チームで心理社会的治療を実践し治療法を確立する。特に令和6年度から新たに実践しているリカバリーを目指す認知療x法（CT-R）について評価し、全国に効果を報告する。また、早期社会復帰を促進するため、入院初期から退院に向けて保護観察所や地域関係機関等と連携を図る。</p> <p>・医療観察法指定医療機関の在院日数、クロザピン使用率、行動制限等の均てん化を図るため、中四国ブロックにおいてブロック会議を運営、推進する。</p> | <p>1</p> <p>2</p> <p>3</p> |

| 第4期中期目標 | 第4期中期計画 | 令和7年度計画 | 項目番号 |
|---------|---------|---|------|
| | | <p>○複雑困難で多様化するニーズへの対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外来患者のニーズが多様化し、医療支援のみでは不十分であることから、様々な生活背景を理解し必要な機関とつながり、チームを組みながら患者に適切な支援を行う。 ・周産期母子の支援体制を強化するため、産婦人科や助産院、保健師等と受入れ前からの情報共有、受診後の連携及びケア会議などを実施し連携を深める。 ・罪に問われた精神障害者に対して、関係機関（岡山モデル（注釈3）、法律事務所、高齢者・障害者ネットワーク、自立援助ホーム、更生保護施設、地域定着支援センター、保護観察所）と連携し、医療機関としての役割を果たす。 ・保健、医療、福祉の関係機関に加え、若者やDV被害者等を支援する民間やNPO法人等の市民活動団体と連携し生活全体を捉え、共に支援する。 ・初診時および再診時に、医師だけでなく看護師や精神保健福祉士、公認心理師等を含む多職種チームで対応する。 ・多職種の強度行動障害（注釈4）支援チームで引き続きアセスメント、介入を行い、岡山県自立支援協議会強度行動障害支援部会や福祉・教育・行政、地域支援機関と連携しながら退院後の移行施設の決定や役割分担など調整を行う。 ・県北など精神科医療機関が少ない地域における医療連携の課題を解決するため、地域の家庭医や保健師と連携し、地域全体で精神障害者を支える体制づくりに協力する。 ・退院後も切れ目のない支援を行うため、強度行動障害チームで入院前に事業所や施設など生活の場に出向きアセスメントを行い、支援目的を明確にした上で入院を受け、関係機関との支援体制を整える。 ・岡山市基幹相談支援センター、発達障害者支援センター、障害福祉課などと困難な事例について協働、共有し現状の課題や必要な取り組みを適時に提案する。 ・日本語能力が十分でない在留外国人の患者と円滑に意思疎通が図れるよう、オンライン通話サービスを活用する。また、病棟に設置しているタブレットに導入している音声で使用可能な翻訳ツールを引き続き活用する。 | 4 |
| | | <p>○新興感染症への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神科病院としては県内唯一の第一種指定医療機関として、必要な医療が提供できる体制を整備する。 ・岡山県クラスター対策班（OSIT）の一員として、県民のニーズに応じて新興感染症の発生、蔓延時において精神疾患のある患者の受け入れを行い、専門性の高い精神科医療を提供する。 ・感染管理に関する迅速な情報伝達、感染の早期発見と感染経路遮断など院内の感染防止対策を行う。 | 5 |

| 第4期中期目標 | 第4期中期計画 | 令和7年度計画 | 項目番号 |
|---------|---|--|------|
| | <p>(2) 重点的に取り組む医療</p> <p>入院中心から地域生活中心への精神科医療を促進するため、24時間断らない精神科救急など救急・急性期精神科医療体制を確保し、精神疾患を有する患者が地域で安心して生活できるよう関係機関との協力体制を整備、強化する。また、急性期以外の専門的な精神科領域（児童・思春期、発達障害、周産期母子に係る精神科医療、治療抵抗性精神疾患、依存症医療等）においても、県内での拠点としての役割を果たし、高度で先進的な医療提供体制の一層の充実を図る。</p> <p>災害発生時には、災害拠点精神科病院として、県内の精神科医療の維持に努める。また、県の要請に応じて、災害派遣精神医療チーム（DPAT）として活動し、精神科医療の提供を行うとともに、平時には、県内の精神科医療機関等を対象に災害時の専門的技術研修を開催するなど中心的な役割を果たす。</p> | <p>○児童・思春期精神疾患患者への医療について（事業②）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の発達段階や家庭環境、年齢等、様々な状況に対応できるよう、プログラム（個別・集団）内容を充実させる。 ・「岡山市保護者支援プログラム事業」の一環として、親子相互交流療法（PCIT）を実施する。また、機関内トレーナーによるスーパーバイズや、PCIT ルームを活用しながら、PCITが必要なケースに対し円滑に実施できるような体制を整備する。 ・子どもと大人の絆を深めるプログラム(CARE)ワークショップを継続して実施する。また患者家族のニーズに応えられるよう、ホームページ等の各種媒体を通じて周知を図る。 ・個々のニーズに沿った家族教室を提供できるよう円滑な連携を図り、体制を強化する。 ・不適切な養育環境にある患者に対し適切な対応が行われるよう、多職種による専任チームを作り支援する。 ・児童デイケアから大人のデイケアへの移行期年齢である高校生の支援を充実させるため、外来・デイケア・児童チーム間の連携を強化し、患者のニーズに合わせた支援プランを提供する。また、院外や地域の各関係機関・支援機関と連携を行い、切れ目のない支援を行う。 ・心的外傷に起因する症状を有する患者に対し適切な介入を行うため、外来において公認心理師が心理支援を行う。 ・地域の医療機関や保健福祉関係機関等から相談を受けた様々な子どもの心の問題、児童虐待や発達障害の症例に対して、診療支援や医学的支援を行えるよう、専門職の人事交流や人材育成を活発にする。また、多様な人材を育成するため、研修基幹施設である岡山大学病院小児科と連携し、子どものこころ専門医研修プログラムを実施する。 ・「岡山市こども総合相談所医療的機能強化事業」の取り組みとして、双方向に医師の派遣を行うことで連携を強化し、複雑化する児童虐待事例に迅速かつ適切に対応する。 ・児童福祉法に基づき、虐待等を受け精神的医療対応が必要な子どもの一時保護委託を積極的に受け入れ、適切な援助の確保に努める。 | 6 |

| 第4期中期目標 | 第4期中期計画 | 令和7年度計画 | 項目番号 |
|---------|---------|---|------|
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・心的外傷後ストレス障害（PTSD）に関する治療技術を向上させ、戦略的に人材育成を行うため、県内全域の医療従事者を対象とした研修機会を創設する。 ・虐待防止、また、児童福祉に携わる多職種の支援のため、トラウマインフォームドケアや CARE についての研修を企画する。また、各機関の専門職相互の連携を強化する。 ・専門職員の技術向上に寄与するため、医療従事者に対する研修会や、地域の医療機関及び保健福祉関係機関等の職員に対して講習会を開催、講師を派遣する。 ・岡山県内の「子どもの発達支援相談」に、当院の公認心理師および外部委託公認心理師を派遣する。 ・子どものメンタルヘルスや発達に関する専門知識を普及し、県内関係機関との人材交流、人材育成、人材ネットワーク形成を実現するため、岡山大学病院と連携し研修体制を整える。 | 6 |
| | | <p>○発達障害者への医療について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成人の発達障害者の就労定着支援するため、自己の特性を理解するためのプログラムを年間3クール実施する。 ※1クール:6回(所要期間2カ月～3カ月) ・成人の発達障害者に向けた自己理解を促すプログラムの開発と運営方法を検討し、実施までを計画する。 ・「かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業 において、当事者や精神科・小児科等診療に携わる医療従事者および支援者にとって、すぐに役立つような内容の研修を実施する。県内外から講師を招聘し、全県下から気軽に参加してもらえるよう、オンライン開催、オンデマンド配信により行う。」(事業③) ・「大人の発達外来」を通じて、病診連携・病病連携を積極的に推進し、県内の医療機関の臨床において発達障害者がより受け入れられる環境となるように展開する。 (事業⑩) ・「発達障害専門医療機関等養成研修事業 において、発達障害診療に携わる医療従事者や支援者に広く活用してもらうため、ホームページ上に掲載した「発達症診療便利ツール」ページに随時資料を追加し、さらに充実させる。また、学習者の利便性を図るため、eラーニングを作成する。(事業⑩) ・「発達障害専門医療機関等養成研修事業」において、小児科等のクリニックに活用してもらえるよう、就学前～学童期にかけての発達に関するパンフレットを作成する。(事業⑩) | 7 |

| 第4期中期目標 | 第4期中期計画 | 令和7年度計画 | 項目番号 |
|---------|---------|---|------|
| | | <p>○周産期母子に係る医療について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近年増えている産後の母親による児童虐待・育児放棄(ネグレクト)や、自殺・母親の孤立化を防止するため、県産婦人科医会や保健師と連携しながら早期介入し、緊急時は多職種で即日対応する。あわせて外来および地域連携室で継続しフォローアップを行う。 ・メンタル不調を抱える妊産婦への支援に関わる多職種を対象に、先進的な取組や課題を共有し地域支援体制を整えるため、保健所等からの依頼を受け講師を派遣する。 ・複雑困難なケースについては、関係機関との振り返りや協議を重ね、連携を強化する。 ・顔が見える関係を構築し、連携強化、実績蓄積につなげるため、医療機関等が主催する研修会や学習会に積極的に参加し、事例を通して課題の共有や取り組みを検討する。 ・児童家庭支援センター(岡山市)や、NPO法人等民間支援団体と連携を図り、年々多様化するケースに柔軟に対応する。 ・妊産婦や子育て世帯、こどもに関する包括的支援を切れ目なく効果的に実施するため、地域こども相談センターやこども家庭センターと協働、連携強化を図る。 | 8 |
| | | <p>○治療抵抗性精神疾患治療について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・治療抵抗性統合失調症治療について、電気けいれん療法(mECT)導入を検討している精神科病院に対し、総合病院との連携の支援を行う。(事業④) ・難治性精神疾患に対する高度専門治療(クロザピンや mECT など)の中核病院としての役割を担う。連携会議・研究会を開催し、同治療の均てん化を推進する。 ・治療抵抗性統合失調症治療のネットワーク構築を図るため、積極的にクロザピンが処方できる医療機関や診療所を支援する。 | 9 |
| | | <p>○依存症患者に対する医療(事業⑤)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・依存症治療支援の向上を図るため、依存症セミナーを実施する。 ・依存症治療支援の向上を図るため、行政、医療、福祉、司法を含めた関係者で県内の依存症に関する情報や課題を共有する場としてコーディネーター部会を実施する。 ・県内の依存症治療支援の質の向上、ネットワーク構築を目的として情報共有を行い、依存症治療支援の普及啓発に努める。 ・依存症精神医学を体系的に学べる場を提供するため、依存症精神医学研修コースを希望する精神科医師を募集する。 ・岡山市事業に協力し、一般科クリニック等からのオンラインコンサルティング、職域における依存症予防教育、一般科との連携に対する取り組みを行い、専門分野におけるサポートを継続する。 | 10 |

| 第4期中期目標 | 第4期中期計画 | 令和7年度計画 | 項目番号 |
|---------|---------|---|------|
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・依存症治療支援の普及啓発を行うため、ホームページで県内の様々な依存症治療支援に関連する情報を発信する。 ・一般科、診療所等との相互交流をさらに発展させ、県内の依存症治療支援ネットワークの向上を図るため、岡山県が令和6年度に新設した「アルコール健康障害サポート医制度」の運営に引き続き協力する。 ・依存症治療支援に必要な社会資源であるダルク等の民間リハビリテーション施設、自助グループが機能強化できるよう、活動を支援する。 ・当事者や県内のコーディネーターと協働し、認知行動療法（CBT）を取り入れた新たな自助グループの立ち上げを行い、活動を支援する。 ・依存症治療支援ネットワークのさらなる普及を目指し、マッピングシート（注釈5）の支援者向けガイドブックを作成する。 ・動画コンテンツや研修資料をホームページに公開し、依存症治療に携わる医療従事者や支援者に提供することで、各関係機関とのネットワーク構築を図る。 ・県内の依存症治療支援ネットワークと質の向上を図るため、岡山県アルコール関連問題研究会の運営を継続し、事例検討を含めた研修会の開催、メーリングリストでの情報発信を行う。 | |
| | | <p>○精神科回復期治療病棟(精神科地域包括ケア病棟)の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高度専門医療および多職種チーム医療を行い「良質な地域移行」を支援するため、民間病院で対応が困難な複雑困難事例を積極的に受け入れる。 ・複雑困難事例の患者さんであっても、入院と在宅の連続性のあるリハビリテーションと支援の体験を通して、地域で自立した生活を送り、社会に復帰できるよう柔軟に対応する。 ・精神科回復期病棟のデータを国に提出し、地域移行への実現に向けて取り組む。 ・早期退院を促進し、地域でのケアを強化する。 <p>○岡山県精神科在宅支援(アウトリーチ)事業(事業⑥)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活課題を抱えながら福祉の支援を受けていない患者に様々な情報を届けるため、連絡会等の場で現状を把握することで行政機関と連携し、より広い範囲でのニーズに対応する。 | 11 |

| 第4期中期目標 | 第4期中期計画 | 令和7年度計画 | 項目番号 |
|---|--|---|------|
| | | <p>○災害拠点精神科病院（事業⑦） 岡山県からの要請を受け、災害拠点精神科病院として総合病院のDMAT 災害拠点病院との連携を図り、災害時迅速に対応する。</p> <p>・BCPの見直しをおこない、災害拠点精神科病院として、有事において迅速かつ効果的な活動が行えるように人員、設備を含む環境を再整備する。</p> <p>・これまでに培った DMAT、県下災害拠点病院、岡山赤十字病院との協力関係を維持し、その連携を「ローカル DPAT 養成研修」等を通じて、県内精神科医療機関の災害対応力向上につなげられるよう活動を行う。</p> | 12 |
| <p>③県内の精神科医療水準の向上</p> <p>精神科医療従事者研修、医療・研究機関と連携した調査・研究、関係機関への助言等を率先して行うとともに、精神科臨床研修を通じ、専門性が高い精神科医の養成に取り組むなど、県内の精神科医療水準の向上を図ること。</p> <p>また、精神科救急や自殺対策を含むうつ病対策、身体疾患を有する精神障害者、高齢の精神疾患患者への対応などにおいて、外来・デイケア・訪問支援等の体制の充実を図るとともに、他の入院医療機能、在宅医療機能との連携を行い、必要な人材の確保を行うこと。</p> <p>さらに、遠隔診療などICTの利活用を進め、精神科医療の向上に寄与すること。</p> | <p>3) 県内の精神科医療水準の向上</p> <p>県内の精神科医療水準の向上を図るため、他の医療機関や研究機関と共同して、先進的な精神科医療に係る調査・研究を行うとともに、県内の医療従事者を対象とした研修会開催等により研究成果の普及を行う。また、実習生の受入れや医療従事者への臨床研修を行い、県内の精神科医療従事者の育成に取り組む。</p> <p>また県内の精神科医療提供が十分行きわたっていない地域には、精神科の医療提供体制を充実させるため、必要に応じて他の医療機関に医師等職員を派遣することや、ICTの利活用による遠隔医療を行うことなどにより、県民がより受診しやすい環境を整備する。</p> <p>また手厚い医療提供体制による入院医療の質の向上や外来・デイケア・訪問支援を充実することで、自殺対策を含むうつ病対策や身体疾患を合併する患者への対応など、「岡山県保健医療計画」や「岡山県障害福祉計画」等に基づく精神科医療を実施する。</p> | <p>○治験・臨床研究の推進</p> <p>・精神科医療水準の向上を図るため、臨床研究の成果について学会発表や論文投稿を行う。</p> <p>・当院単独または、他の医療機関と共同で取り組んだ臨床研究について、毎年1報以上海外ジャーナルへ論文投稿、出版する。</p> <p>・臨床研究や研究倫理に関する研修等に参加し知識・スキルを蓄え、職員の研究実施をサポートできるようにするほか、研究者のプレゼンテーション技術やスライド作成技術向上のサポートも実施する。</p> <p>・心的外傷後ストレス障害（PTSD）患者を対象とした治験を引き続き実施し、予定組み入れ症例数（2症例）を達成する。</p> <p>○看護の質の向上</p> <p>・看護の質の向上を図るため、OPMC (Okayama Psychiatric Medical Center) 看護モデルの理解を深め、臨床での看護展開に活用を推進する。</p> <p>・OPMC 看護モデルの活用を促進するために、新任者および継続者に対する研修体制を構築する。</p> | 13 |
| | | <p>○理念を共有する人材育成</p> <p>・初期研修医や短期専攻医を多く受け入れ、精神科医療の知識を有する身体科医師を輩出できるよう人材育成に努める。</p> <p>・依存症精神医学に関する専門性が高い精神科医を養成するため、依存症精神医学研修コースの研修を受け入れる。</p> <p>・児童思春期精神科臨床に精通した専門医を養成するため、子どものこころ専門医の研修を受け入れる。</p> <p>・職種ごとに実習、見学を随時受け入れ、人材育成に努める。</p> <p>・県内全体の精神科医療水準の向上に貢献するため、県下養成校の各コースからの実習を受け入れ、当院の理念に基づく精神科医療の普及を行う。</p> | 14 |

| 第4期中期目標 | 第4期中期計画 | 令和7年度計画 | 項目番号 |
|---------|---------|--|------|
| | | <p>○医療従事者の派遣</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神科医療資源の乏しい地域の医療機関や福祉施設をはじめ、精神科医療を必要とする保健所、教育機関、児童相談所等の行政機関へ職員を派遣する。 ・精神科の医療提供体制を充実させるため、医療機関や行政機関以外へ医師を派遣し、委員等としての協力をを行う。 | 15 |
| | | <p>○専門知識・技術の普及</p> <ul style="list-style-type: none"> ・閲覧する対象者の視点に立ち、レイアウトを工夫しながら引き続きホームページのリニューアルを行う。 ・職員研修に加え、患者さんやご家族の利便性を図るため、受診や入院に関するお知らせ等を病院の公式 youtube チャンネルに掲載する。 ・発達障害、依存症、児童分野等、領域に関わらず、研修動画や資料をホームページで公開し、職員だけでなく県内外の医療従事者を対象にオンライン学習ができるよう体制を整備する。 | 16 |
| | | <p>○自殺対策・うつ病対策として</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自殺予防対策を行うため、早期介入・早期治療・早期回復を目指し、患者の特性に応じたプログラムを活用する。また、家族に対して特性理解を深められるよう家族ゼミの立ち上げと開催を検討していく。 ・自殺評価スケールで自殺リスクのある患者、うつ病等の患者の背景を早期にアセスメントし、自殺企図を予防できる環境作りを行う。 ・複合課題を抱える患者については、無料法律相談やその他適切な連携機関と協働し支援を行う。※関連番号：9、20 ・働く人の自殺対策やうつ病対策などのメンタルヘルス問題に対応、貢献するため、研修およびカウンセリングを行う。 ・自殺リスクが高い患者を積極的に受け入れるため、さらに個別性に配慮した病床管理を行う。 ・発達障害の特性を持つ希死念慮のある患者に対応するため、多職種で効果的に治療介入する体制を整え、地域支援者に合わせた方法を検討し連携を強化していく。 ・虐待ケースや心的外傷関連の問題を抱える患者や低年齢化に対応できるよう病棟全体で知識の向上、対応力の向上を図る。(中2と連携し勉強会への参加) ・若年層患者に拡がる物質使用障害の問題など新たなニーズに焦点を当て、医師・看護師に加えコメディカルスタッフを含む多職種チームで治療介入する体制を整える。 ・高齢者の自殺企図後の入院治療にも対応できるよう、研修会を行い、知識や技術の向上を図る。 | 17 |

| 第4期中期目標 | 第4期中期計画 | 令和7年度計画 | 項目番号 |
|---|---|---|------|
| <p>3 医療の質及び安全の確保</p> <p>① 医療水準の向上</p> <p>大学病院等との連携により診断と必要な医療の提供を行うこと。また、医療ニーズや医療環境の変化に迅速に対応できるよう医師をはじめ優れた医療従事者の確保、養成に努めること。さらに、公立病院として、高度化した医療に対応するとともに、精神・神経疾患の治療等に対する中心的な機能を果たし、精神科医療水準の向上を図ること。</p> | <p>3 医療の質及び安全の確保</p> <p>(1) 医療水準の向上</p> <p>医療提供機能の維持とさらなる医療の質の向上のために必要な医療従事者を確保するとともに、医療ニーズや医療環境の変化を迅速に把握し、柔軟に対応できるよう職員を養成していく。また高度かつ専門的な医療を提供するため、研修内容の充実や専門医、認定医、認定看護師など専門資格取得に向けた支援の拡充により、職員の資質向上を図り、県内の精神科医療水準の向上に寄与する。</p> | <p>○大学病院等との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専攻医教育において、岡山大学病院等と連携し講義・研修を実施する。 ・精神疾患に加え身体疾患を伴う患者については、総合病院等と連携し、互いの専門性を活かした適切な医療の提供を行う。 | 22 |
| | | <p>○医療の質の向上</p> <p>高度かつ専門的な医療を提供するため、日常業務内の実践的な研修だけでなく専門研修へ積極的に参加する。また、院内で専門性に特化した研修会を開催することで知識や技術の均てん化を図る。</p> | 23 |
| | | <p>○専門資格取得に向けた支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全ての精神科医師が精神科専門医、精神保健指定医の資格を取得できるよう支援する。 ・依存症精神医学研修コース、子どものこころ専門医等、サブスペシャリティ領域の専門医資格取得を推進する。 ・院内の救命救急処置ほか緊急時の医療手技が適切に行えるよう、ICLS(注釈6)インストラクター資格の取得を支援する。 ・認定看護管理者の資格取得に向け、認定看護管理者教育課程の受講を計画的に支援する。 | 24 |
| <p>② 医療安全対策の徹底・検証</p> <p>医療事故を未然に防止し、患者が安心して治療に専念できる安全・安心な医療環境を提供するため、医療安全対策を徹底するとともに、その実施効果について検証に努めること。</p> | <p>(2) 医療安全対策の徹底・検証</p> <p>患者から信頼される良質な医療を提供するため、医療安全管理対策委員会等を開催して、医療安全管理体制の充実を図るとともに、医療安全に関する情報の収集及び分析に努め、医療事故の予防・再発防止策の徹底を行う。</p> | <p>○医療安全対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自傷や自殺を防止するため、AIを活用したシステムの導入準備を行う。 ・医療安全管理体制の充実を図るため、厚生労働省が定めるインシデントレベルに合わせたレポートを作成する。 ・不足なく出来事を報告するシステムを構築するため、医療事故ではないものの、救急コールを要した事例などは報告書に挙げるよう周知徹底を行う。 ・各部署で、医療安全に対する対策や業務改善について検討・実施し、検証に努める。 ・救命救急処置ほか緊急時の医療手技が適切に行えるよう、一次救命処置(BLS)や二次心肺蘇生法(ACLS)等の受講を奨励するとともに、院内での研修実施体制を構築する。 | 25 |

| 第4期中期目標 | 第4期中期計画 | 令和7年度計画 | 項目番号 |
|---|--|---|------|
| <p>4 患者の自立と社会参加へ向けての取組の強化</p> <p>① 地域移行・生活支援のための体制整備</p> <p>「入院医療中心から地域生活中心へ」の改革をさらに進めるため、入院医療の質の向上を図り退院促進に取り組むこと。また、地域移行に向けた支援及び生活を支える医療・福祉サービスと連携するための体制の整備を行うこと。</p> | <p>4 患者の自立と社会参加へ向けての取組の強化</p> <p>(1) 地域移行・生活支援のための体制整備</p> <p>入院医療の質の向上を図り、平均在院日数の縮減など他の精神科医療機関の模範となるような退院促進支援に取り組む。また地域移行にとどまらず、精神疾患を有する患者が孤立せず安心して地域で生活を送るために、院内の人員配置をニーズに応じて柔軟に配置するなど、適正な人員配置を行うことで医療・福祉サービスの連携体制の強化を行い、地域生活を中心とした精神科医療への改革を推進する。</p> | <p>○生活支援・地域移行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の相談支援事業者の人材育成の支援、岡山市障害者自立支援協議会との連携強化の取組み、地域のネットワークとの連携強化など岡山市の重層的な相談支援体制が更に効果的に機能するため「岡山市相談支援機能強化等事業」へ参入する。 ・地域移行支援、自立生活援助、地域定着支援などの障害福祉サービスを活用することで、患者が地域生活へ移行するための支援、地域生活の定着に向けた支援を行う。また、それらのサービスが岡山市内で更に機能するよう自立支援協議会などと連携し支援体制を整備する。 ・相談支援事業所として「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」構築の一翼を担うため、保健・医療・福祉関係者による協議の場などを通じ、精神科医療機関、その他の医療機関、障害福祉サービス事業者、市町村などとの重層的な連携を図る。また、患者の地域生活を支えるため、住まいの場の整備、医療、福祉を包括したサービスの在り方、患者本人その家族が行う相談の在り方等の支援施策に取り組む。 ・入院早期から包括的支援マネジメントに基づく計画書を作成し、地域移行に向けた支援体制を整備する。 ・一般的な相談に加え、総合的・専門的な相談支援等を行い、複合課題や困難な問題を抱える障害者等に対応する相談支援の提供を行う。 ・精神保健福祉法の改正内容を基に、入院中から精神障害者の代弁者となる「アドボケイター」を積極的に受け入れ、患者が孤立しないよう協働し支援する。 ・「地域移行促進センター事業」において、地域の精神保健及び精神障害のある人の保健・医療・福祉に関する各般の相談に応じ、必要な指導及び助言を行うとともに、退院後に地域生活に移行する上で必要な援助を行う等により、精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしができることを目的とする。 <p>〔事業内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ●精神障害者24時間電話相談事業 ●精神障害者ホステル事業 (事業⑧) | 26 |
| <p>② 地域医療連携の強化</p> <p>患者がより適正な医療を受けられるよう、精神科医療機関との連携にとどまらず、地域の医療機関との病診・病病連携の更なる推進を図ること。</p> | <p>(2) 地域医療連携の強化</p> <p>他の精神科病院・診療所では対応が困難な患者を積極的に受け入れ、身体疾患を合併する患者に対しては、身体科医療機関との協力体制を強化するなど、紹介、逆紹介を積極的に行うことで、患者の病態や患者ニーズに応じた医療の提供が行えるよう病診・病病連携の強化を図る。</p> | <p>○身体疾患を合併する患者に関する連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続きスムーズな受入体制を整えるため、総合病院救急科との連携の強化を図る。(事業⑨) ・事業における連携病院に限らず、県内の医療機関から身体疾患を合併する患者の受入れ依頼に迅速に対応する。 ・小児科、産科や内科など診療所からの依頼が増加していることから、患者ニーズに応じた医療の提供を行うため、紹介／逆紹介を積極的に行う。 ・当院の通院患者が必要な身体的医療やリハビリが受けられるよう、総合病院やリハビリ病院と事例を通じた連携を強化する。 ・外来看護において、地域の助産師と人事交流を図ることで、妊産婦への適切なケアについての見識を深める。 ・岡山市外における各地域の拠点となる精神科以外の医療機関と、新たな連携体制を構築する。 | 27 |

| 第4期中期目標 | 第4期中期計画 | 令和7年度計画 | 項目番号 |
|---|---|---|-----------|
| <p>③ 在宅医療充実のための体制整備</p> <p>精神障害のある人が地域の中で主体的に安心して暮らせるよう、医療・保健・福祉の関係者による切れ目のない支援を行う必要があることから、居住支援関係者も含めた関係機関との重層的な連携を強化するとともに、通所サービスだけでなく、訪問診療や訪問看護など、多職種によるアウトリーチ等、在宅医療充実のための体制整備に取り組むこと。</p> | <p>(3) 在宅医療充実のための体制整備</p> <p>外来やデイケアなどの通所サービスだけでなく、訪問診療・訪問看護などの在宅医療提供機能をさらに充実し、医療・保健・福祉の関係者のみならず、居宅支援関係者も含め、重層的な連携を強化し、精神疾患を有する患者が、地域で生活するために必要な支援を切れ目なく受けられるよう体制を整備する。</p> | <p>○在宅医療の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の医療機関と連携し、県内患者のリハビリテーション体制を強化するため、当院以外の病院・診療所からのデイケア依頼を積極的に受け入れる。 ・自医療機関に限らず、病院、診療所、クリニックからの新規依頼を積極的に受け入れる。また、「精神障害者にも対応した地域包括ケアの構築」を目指し、他訪問看護ステーションでの対応困難事例の受け入れに対応する。 ・患者の病状や自立度・生活状況に応じ、効果的に在宅医療・障害福祉サービスが提供できるよう、医療機関や行政、障害福祉サービス、訪問看護ステーション等の関係機関との重層的な連携を強化する。 ・365日訪問看護サービスを提供することで、より多くの利用希望者へ支援を届ける体制を整えると共に、より効率的なサービス提供に努める。 ・退院前から密な連携を行うことで、よりよい在宅療養生活の実現を促進する。また、退院日の訪問支援の充実を図り、平均在院日数の短縮化・再入院予防に対応する。 ・患者の自宅への訪問だけでなく、施設など生活の場への訪問範囲を広げることで、重症度の高い利用者への対応や再発予防・相談機能の拡大に努める。 ・訪問看護スタッフ、在宅医療に関わる支援者を対象とした教育の場や精神科訪問看護について情報発信を行い、利用者主体の訪問サービスの提供を目指す。 ・訪問看護事業所で管理業務を担うスタッフのマネジメント能力の向上を図り、社会の変化に対応した事業所運営を行う。 | <p>28</p> |

| 第4期中期目標 | 第4期中期計画 | 令和7年度計画 | 項目番号 |
|---------|---------|--|------|
| | | <p>○病院デイケア ニーズ・価値・疾患・世代などに応じたグループ化により利用者間での相互作用を強化し、集団療法による効果の最大化に努める。また、個々のニーズに応じた支援を展開することで回復の促進を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者のケアマネジメントを行う。 デイケア、ナイトケア延べ目標利用者数：10,000人 ・就労・復学支援の充実を図る。 目標件数：40件 ・見学・体験利用の積極的な受け入れを行う。 目標件数：150件 ・患者の希望するデイケア・ナイトケアプログラム、個別支援の充実を図る。 ・利用者のコミュニケーション能力向上のため、VR-SST（VRゴーグルを活用したソーシャルスキルトレーニング）を集団及び個別支援で活用する。 ・ネットワークの構築を図るため、市内医療機関へのデイケア・ナイトケアに関する広報活動を行う。 <p>○作業療法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・患者が入院してから4日以内に作業療法導入を促進し、短期間での心身の安定化を図ることで早期退院に寄与する。 ・入院中だけでなく退院後も患者の個別ニーズに対応した作業療法を展開し、生活の安定化・地域定着を図る。 ・多様なリハビリテーションニーズに柔軟に対応できるよう、疾患別リハビリテーション等の個別支援を充実する。 | 29 |

| 第4期中期目標 | 第4期中期計画 | 令和7年度計画 | 項目番号 |
|---------|---------|--|------|
| | | <p>○東古松サント診療所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・デイケアを設置していない他医療機からの患者の受け入れを積極的に行う。 ・入院棟でサント診療所の紹介を行い、知って頂き、デイケア両方を見学し、患者に選択してもらうようにする。 ・ピアサポーターによる元気回復行動プラン(WRAP)講座を実施する。 ・常に患者とのコミュニケーションを通じてニーズを把握し、機能回復プログラムの実践に努める。 ・家族が適切な精神医療の知識を得て、また孤立しないように、家族支援の会を年3回実施する。 ・療養生活継続支援加算に対して、精神科外来への通院及び重点的な支援を要する患者に対して相談・支援等を行う。 ・措置入院後継続支援加算に対して、措置入院を経て退院した患者に対し、通院精神療法と併せて患者の療養生活等に対する総合的な支援を行う。 ・難治性精神疾患患者の地域移行促進のため、当診療所において継続した外来通院(クロザピン治療)、デイケア利用が行えるよう環境整備を継続して行う。 ・身体疾患を合併する患者については、他のクリニックと連携して治療を行う。 ・精神科医療の普及、県内全体の精神科医療水準の向上に貢献するため、看護およびコメディカル実習生を積極的に受け入れる。 ・研修医を受け入れ、地域精神科医療の知識を有する医師を輩出できるよう人材育成に努める。 | 30 |

| 第4期中期目標 | 第4期中期計画 | 令和7年度計画 | 項目番号 |
|--|---|--|------|
| <p>第4 業務運営の改善及び効率化に関する事項</p> <p>地方独立行政法人制度の趣旨を十分に生かして、時代の要請に応じた病院機能の見直しなど、柔軟かつ効率的に、長期的な視点に立った病院経営戦略を構築するとともに、自己決定・自己責任による業務運営の不断の見直しを行い、より一層効率的な業務運営を行うこと。</p> | <p>第4 業務運営の改善及び効率化に関する事項</p> <p>良質で高度な医療の提供、県内の精神科医療水準の向上など、将来にわたり安定的な精神科医療の提供が実現できるよう、地方独立行政法人の特長である機動的かつ弾力的な意思決定方法を生かし、時代の要請に応じた病院機能の見直しなど、業務運営に関して不断の見直しを行い、長期的な視点に立った持続可能な病院経営を確立する。</p> <p>また、運営費負担金の使途に関しては、透明性を担保し適正な運用を図る。</p> <p>診療報酬の改定の際には分析を行い、組織再編や人員の確保を柔軟に実施し、病院機能に見合った施設基準の取得や請求漏れの防止などを徹底することで収入を確保する。</p> | <p>○持続可能な経営 病床の稼働状況を日次で把握し、医療ニーズに迅速に対応することで効率的かつ効果的な病院経営を行う。</p> <p>○収入の確保 診療報酬の内容を精査し、病院機能に見合った施設基準の取得や請求漏れの防止などを徹底することで、収入の確保を行う。</p> | 31 |
| <p>第10 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>公立病院として継続的に医療を提供できるよう、次に掲げる項目について計画的に実施すること。</p> <p>1 施設及び医療機器の整備に関する計画</p> <p>医療需要、医療技術の進展などを総合的に勘案し、施設及び医療機器の整備を適切に実施すること。</p> | <p>第10 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1 施設及び医療機器の整備に関する計画</p> <p>医療提供体制が停滞しないよう、医療の質を担保するために必要な委託契約、施設、機器の整備を即時適切に行う。また、医療水準の向上のため、rTMSなどの先進的な医療技術の導入を検討する。</p> | <p>○設備準備、医療機器の導入</p> <p>医療提供体制が停滞しないよう、耐用年数が過ぎ、経年劣化が進んだ設備については、修繕や機器の更新を計画するとともに、医療機器の定期的な見直しを行い、整備を適切に実施する。</p> | 32 |
| <p>2 適正な就労環境の整備と人事管理</p> <p>職員が充実感を持って働くことができるよう、日常業務の質の向上を図るとともに、定期的に職員のヘルスケアを実施するなど、就労環境の整備に努め、また、職員の業務能力を的確に反映した人事管理に努めること。</p> | <p>2 適正な就労環境の整備と人事管理</p> <p>ワークライフバランスに資するよう、また国の働き方改革に従い、多様な勤務形態の導入などに努め、過重労働のない働きやすい職場環境の整備を推進する。</p> <p>職員の勤務意欲等の一層の向上を図るため、実態に即した公正で客観的な人事評価制度を運用し、職員の業績や資質及び能力を評価して給与に反映させるとともに、人材育成及び人事管理に活用する。</p> | <p>○適正な就労環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適正な就労環境を整備するため、職員の健康診断の実施状況、休暇の取得や時間外業務の状況、業務中の事故について、職員間で共有する。 ・相談窓口を設け、職員が相談しやすい環境を整備することで、ハラスメントの防止や内部統制を徹底していく。 <p>○人事評価制度、人材育成</p> <p>適正な人事評価を行うことで、職員の勤務意欲の向上を図る。</p> <p>また、人材育成として、新任者研修の充実、既存職員に対する継続研修を企画・運営することでより実践的な研修を実施する。</p> | 33 |
| | | | 34 |

| 第4期中期目標 | 第4期中期計画 | 令和7年度計画 | 項目番号 |
|--|---|--|------|
| <p>3 情報管理の徹底</p> <p>職員一人ひとりが個人情報等を保護することの重要性を認識し、その管理を徹底させること。</p> | <p>3 情報管理の徹底</p> <p>個人情報の取扱についての情報管理体制の強化を図るとともに、情報開示については法令に基づき適切に運用する。</p> | <p>○個人情報保護</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員一人ひとりのネットリテラシーの向上を図るような個人情報保護研修を実施し、職員の個人情報保護に対する意識を高める。 <p>○サイバー攻撃再発防止策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理事長を責任者とした医療情報システム安全管理委員会を強化し、適正な運用を実施する。 <p>・厚生労働省が策定した「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を遵守するため、技術的対策と組織的対策を実施する。</p> | 35 |
| | <p>4 積立金の使途</p> <p>前期中期目標期間繰越積立金については、病院の設備整備、計画的修繕、研究、医療機器の購入、移行前地方債償還債務の返済等、中期計画に定められた医療の確保の財源として充てる。</p> | <p>○積立基金の使途</p> <p>大規模修繕の最終年度となるため、引き続き病院機能を維持するとともに、より安全かつ効率的な工事執行を行うよう、施工業者と定期的な会議を行い進捗状況の共有を行う。</p> <p>また、今回の大規模修繕計画に入っていない設備についても、病院運営を止めることがないよう、計画・実施していくための財源として、積立金を充てる。</p> | 36 |

(注釈1)クロザピンとは、治療抵抗性統合失調症の治療薬として世界各国で使用されている内服薬

※厚生労働省ホームページより一部抜粋

(注釈2)治療抵抗性とは、薬剤を十分量、十分期間使用しても症状改善が見られないこと

※厚生労働省ホームページより一部抜粋

(注釈3)岡山モデルとは、社会福祉士が弁護士と協働し、罪に問われた障害者・高齢者や少年を支援する仕組み

※冊子「ともに取り組む司法福祉 Ver2」より 一部抜粋

(注釈4)強度行動障害とは、知的障害者、精神障害者の中で重度とされる人

※厚生労働省ホームページより一部抜粋

(注釈5) マッピングシートとは英国で開発された依存症を抱える人を支援するためのコミュニケーションツールのこと

※「マッピングを用いた依存症支援マニュアル」(星和書店)より一部抜粋

(注釈6)ICLSとは、「Immediate Cardiac Life Support」の頭文字を取った略語で、「突然の心停止に対する最初の10分間の対応と適切なチーム蘇生」のこと

※ICLS日本救急医学会ホームページより一部抜粋